

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第103条の規定並びに二本松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年告示第19号）に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和3年10月26日

二本松市長 三保 恵一

入札公告（建設工事）

1	契約方法	二本松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条により特定建設工事共同企業体による制限付一般競争入札とする。
2	工事番号	3建住第9号
3	工事名	学校施設環境改善交付金事業 二本松南小学校校舎長寿命化改良機械設備工事
4	工事場所	二本松市 亀谷二丁目 地内
5	工事種別	管工事
6	工事概要	<p>学校施設環境改善交付金事業 二本松南小学校校舎長寿命化改良機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎 RC造一部S造3階建 建築面積1,953.22㎡ 延べ面積4,485.71㎡ 長寿命化改良工事 躯体保護、内外部の全面改修 ・EV棟 S造3階建 建築面積37.15㎡ 延べ面積78.05㎡ 2棟 乗用兼車いす用11人乗 上記に係る機械設備工事 一式
7	工期	着工 契約締結の日から7日以内
		完成 令和5年10月31日（火）
8	監督員	建築住宅課 田巻 史郎
9	予定価格	事後公表とする。
10	低入札調査基準価格及び失格基準価格	本入札は、低入札価格調査を適用するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第113条の規定に基づき低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
11	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、公告日から入札日（開札日）まで下記に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体とする。ただし、共同企業体又は構成員のいずれかが公告日から入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
		(1) 特定建設工事共同企業体の資格要件
		① 構成員の数は、2者であること。
		② 構成員の組み合わせは、以下に示した（2）の①及び②の資格要件を満たすもの1者と（2）の①及び③の資格要件を満たすもの1者の組み合わせであること。
		③ 各構成員の出資比率は、40%以上であること。

	(2) 構成員の資格要件
	① 構成員共通の資格要件
	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
	イ 令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。
	ウ 二本松市において管工事の工種に登録があること。
	エ 二本松市において入札参加資格制限期間中でないこと。
	② 代表構成員の資格要件
	ア 管工事の直近の経営事項審査結果の総合評価値（P点）が700点以上であること。
	イ 市内、準市内、安達管内、県北管内又は県中管内登録業者であること。
	ウ 当該工種の特定建設業許可を有していること。
	エ 当該工事に対応する監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
	オ 公告日より起算して過去10年以内に鉄筋コンクリート造2階建以上の建築機械設備工事を、単独工事の元請又は共同企業体の構成員として受注した実績があること。
	③ その他構成員の資格要件
	ア 管工事の直近の経営事項審査結果の総合評価値（P点）が600点以上であること。
	イ 市内登録業者であること。
	ウ 当該工種の特定建設業許可又は一般建設業許可を有していること。
	エ 二級管工事施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する技術者を当該工事に専任で配置できること。
12	入札参加申込手続
	(1) 提出書類
	・ 特定建設工事共同企業体制限付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
	・ 特定建設工事共同企業体構成員表（第2号様式）
	・ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（第3号様式）
	・ 施工実績があることを証明する書類 11.（2）.②.オに掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績（引渡し済みのものに限る。）を第2号様式に記載し、当該工事の竣工時工事カルテ受領書の写し又は契約書の写し等を添付すること。
	・ 配置予定技術者が資格要件を満たしていることを証明する書類 11.（2）.②.エ及び11.（2）.③.エに掲げる資格を有する当該工事に係る配置予定技術者名を第2号様式に記載し、資格者証等の写しを添付すること。
	・ 各構成員の直近の経営事項審査結果通知書の写し
	・ 宣誓書
	・ 入札参加手続き及び入札書提出の件に関する委任状
	※各様式は市ウェブサイト「入札・契約関係様式」よりダウンロード可
	(2) 提出方法
	持参又は郵送とする。（持参の場合は事前に連絡のうえ持参のこと又郵送する場合は申込受付期間内に二本松市総務部財政課契約係へ必着とする。）
	(3) 提出先
	〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 二本松市総務部財政課契約係 電話：0243-55-5082（直通） FAX：0243-22-7023
	(4) 申込受付期間
	令和3年10月27日（水）午前8時30分から 令和3年11月17日（水）午後5時15分まで ※市役所閉庁時は、申込受付は行わないので留意すること。
13	設計図書等の閲覧
	(1) 閲覧場所
	PDF形式の設計図書を市ウェブサイトに掲載する。
	(2) 閲覧期間
	令和3年10月27日（水）から令和3年11月17日（水）まで （土日祝日等市役所の休日を除く午前8時30分から午後4時まで）

14	設計内容に関する質問	
	(1) 質問方法	設計図書等の内容について質問がある場合は、所定の様式に必要な事項を記入のうえ、FAX又は電子メールの方法により財政課へ提出すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
	(2) 送付先	〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 二本松市総務部財政課契約係 電話：0243-55-5082（直通） FAX：0243-22-7023 E-mail：keiyaku@city.nihonmatsu.lg.jp
	(3) 質問期限	令和3年11月17日（水）午後3時00分まで
	(4) 回答予定日	令和3年11月19日（金）
	(5) 回答方法	上記期日までに質問者に対してFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
15	入札参加資格の決定	令和3年11月30日（火）までに特定建設工事共同企業体制限付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した企業体の代表構成員に通知する。
16	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	
	(1) 説明の請求方法	入札参加資格がないと認められた者は、参加資格がないことに対する理由説明を書面（任意様式）により行うことができる。
	(2) 説明請求期限	令和3年12月1日（水）午後3時までとする。
	(3) 回答日	令和3年12月3日（金）午後5時までに書面により回答する。
17	入札方法等	
	(1) 入札の形式	郵送による入札
	(2) 郵送方法	一般書留又は簡易書留
	(3) 宛先	〒964-8799 二本松郵便局留 二本松市役所財政課 行
	(4) 到着期限	令和3年12月7日（火）必着 ※質問の回答予定日以後に郵送手続きをしてください。
	(5) 提出書類	・入札書（指定様式・共同企業体用）
		・見積内訳書（指定様式・共同企業体用） ※低入札価格調査用に作成すること。
	※市ホームページの「郵便入札について」を熟知のうえ入札に参加すること。	
18	入札日時等	
	(1) 入札日時	令和3年12月9日（木）10時20分
	(2) 入札場所	二本松市役所 入札室
19	入札回数	2回を限度とする。 2回目の入札を行う場合は、二本松市総務部財政課契約係より入札対象者へ開札日の午後1時までにFAXにて連絡をするものとし、参加するものは午後3時までに書類を提出すること。 なお提出書類・提出場所・提出方法についてはFAXに記載し通知する。
20	入札保証金	免除とする。 ただし、落札者決定後契約締結をしない場合には、落札者に対して落札金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の100分の5に相当する額の納付を求める。
21	低入札価格調査 入札参加資格審査	①低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札があった場合 落札者の決定を一時保留し、入札終了後、低入札価格調査の対象となった入札者に対し、低入札価格調査提出書類、審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出及び提出期限について通知する。調査対象者は当該書類を持参により財政課へ提出すること。なお、調査対象者が、市が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は失格となるので注意すること。 ②低入札調査基準価格を下回る価格で入札がなかった場合 予定価格の制限の範囲内でかつ低入札調査基準価格を下回らない最低入札者を落札候補者とし、入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出について通知する。落札候補者は、通知後2日以内（土、日除く）に当該書類をFAX又は持参により財政課へ提出すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。なお、落札候補者が、市が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。

		<p>【提出先】 〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 二本松市総務部財政課契約係 電話：0243-55-5082（直通） FAX：0243-22-7023</p>
22	入札書の記載金額	<p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
23	落札者の決定及び契約条件	<p>①低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札があった場合 調査範囲入札者に対し低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされると認められた最低入札者を落札者とする。よって調査範囲入札者は、最低入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。 なお、低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者を落札者とした場合は、契約条件として、契約保証金・前払金・中間前払金・違約金について二本松市低入札価格調査実施要領第12条に規定する条件を付す。 ②低入札調査基準価格を下回る価格で入札がなかった場合 予定価格の制限の範囲内でかつ低入札調査基準価格を下回らない最低入札者を落札者とする。</p>
24	請負代金の支払方法	<p>本契約は継続費に基づく契約となることから、各会計年度における請負代金の支払限度額は次のとおりとする。 令和3年度 請負代金額の10分の5以内の額 令和4年度 請負代金額の10分の2以内の額 令和5年度 請負代金額から令和3・4年度支払額を差し引いた額</p>
25	入札の無効	<p>二本松市工事等競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。</p>
		(1) 11項に記載のある入札参加資格要件を満たさない者のした入札
		(2) 市の指定様式以外の入札書又は市の指定様式以外の入札書封筒で行った入札
		(3) 入札者の印が無い又は欠けている入札書により行った入札
		(4) 見積内訳書の提出を求めている入札で、内訳書の記載内容が非常に簡略（種別ごとの計算過程がなく「一式」表記のみであるもの）であり内訳書の意義をなしていないと判断できる入札
(5) その他、各様式記載例に記載のある注意事項又は市において特に指定した事項に違反した入札		
26	契約事項	<p>二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）及び 二本松市工事請負契約約款（平成17年二本松市告示第14号）に基づき契約締結する。</p>
		<p>この契約は、二本松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年二本松市条例第48号）に基づき、議会で議決を得た時に本契約として成立するものとし、議決を得ることができない場合には、契約を締結しなかったものとする。この場合において、契約相手方に損害が生じた場合、市は一切の賠償の責に應じないものとする。 本工事は令和3年10月26日付け公告の「3建住第7号 学校施設環境改善交付金事業 二本松南小学校校舎長寿命化改良主体工事（以下「主体工事」という。）」と密接に関連する工事であるため、主体工事の契約について議会の議決を得られる日までこの工事の契約の締結を留保し、主体工事の契約の議会の議決後に契約を締結するものとする。 主体工事の議会の議決が得られず、主体工事の施工が見送られた場合は契約は締結しないものとする。 なお、これらにより契約相手方に損害が生じた場合、市は一切の賠償の責に應じないものとする。</p> <p>(1) 留保期間 ・本契約の成立を留保する期間は、本工事及び主体工事の契約について議会の議決を得られる日まで（概ね1ヶ月半程度）とする。</p>

27	契約確定の時期	<p>(2) 辞退時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の落札者は、本工事及び主体工事の契約について議会の議決を得られる日まで契約を留保することにより施工できないと判断する場合には、本工事の契約締結の日までに契約締結辞退届（指定様式）を提出し、契約の締結を辞退することができる。 ・本工事及び主体工事の契約について再度、議会の議決に付し、議会の議決を得られない場合には、本工事の落札者は契約締結辞退届を提出し、契約の締結を辞退することができる。この場合において、落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。 <p>(3) 留保期間を経て契約を締結する場合の契約内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約を締結する場合は、工期の延長など契約の条件を変更することがある。 ・二本松市工事請負契約約款第25条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「本工事及び主体工事の契約の議会の議決の日」と読み替えて契約を締結する。 <p>(4) 留保期間の契約締結時における配置技術者の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設工事共同企業体構成員表に記載した配置技術者の変更が可能であること。
28	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第88条の規定により契約金額の100分の10以上の額（ただし低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者を落札者とした場合は、契約金額の100分の20以上の額）の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約権者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供すること。なお、保証金取扱の詳細及び免除に関する事項については、平成23年10月25日施行の「工事請負契約等における契約の保証に関する取扱いについて」を参照のこと。</p>
29	前払金の支払	有
30	その他	<p>(1) 市指定様式は、財政課窓口又は市ホームページ「入札・契約関係様式」からのダウンロードにより取得すること。</p> <p>(2) 当該入札公告に記載する内容のほか、当市の入札・契約関係法令及び入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。</p> <p>(3) 日曜日、祝日及び休日は労務者を休養させるよう配慮すること。</p> <p>(4) 契約締結時までに「現場代理人及び主任技術者等通知書」及び請負者と配置技術者が直接的雇用関係にあることを証明する書面（社会保険証等の写し）を財政課へ提出すること。</p> <p>(5) 契約金額が、500万円以上の場合は、契約締結後速やかに契約工事の内容を「工事实績情報サービス」（CORINS）に登録し、工事カルテを提出すること。</p> <p>(6) 建設業者が、工事の一部を下請負に付する場合は、二本松市元請・下請関係適正化指導要領の規定によること。</p> <p>(7) 本入札は、低入札価格調査を適用するため、二本松市低入札価格調査実施要領を参考にし、入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。</p>